

厚木市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間		
	職員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均給料 月額(円)	平均給与 月額(円)	類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与 月額(円)
全 体	220	45.0	309,800	406,400	—	—	—
清掃職員	115	43.10	318,700	426,400	廃業処理従事者	43.3	299,800
学校給食員	37	47.6	286,200	356,400	調理士	38.9	278,500
用務員	15	50.2	320,700	381,900	用務員	53.9	227,200
自動車運転手	27	42.7	308,000	418,700	自家用自動車運転者	55.6	267,300
電話交換手	*	*	*	*	—	—	—
その他	25	46.3	296,500	386,900	—	—	—

- ※ 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- ※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当などの額を合計したものであり、平成19年地方公務員給与実態調査の数値を基に算出したものです。
- ※ 民間データは厚生労働省から公表されている「賃金構造基本統計調査」を使用しています。
(平成16年～平成18年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職員の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態、経験年数等の点において必ずしも一致しているものではありません。
- ※ 個人情報保護の観点から、公務員については、対象となる労働者が1人又は2人の場合は個人情報特定されるため、「*」としています。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	合計
全 体	—	—	3	6	26	36	28	42	28	22	29	220
清掃職員	—	—	2	5	15	20	15	24	16	8	10	115
学校給食	—	—	—	—	4	7	4	4	5	2	11	37
用務員	—	—	—	—	1	—	2	3	1	4	4	15
運転手	—	—	1	1	4	4	4	6	3	3	1	27
電話交換	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
その他	—	—	—	—	2	5	3	5	2	5	3	25

- ※ 個人情報保護の観点から、対象となる労働者が1人又は2人の場合は個人情報特定されるため、「*」としています。

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(2)適用

イ 各種手当

扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当・夜間勤務手当・休日勤務手当・期末勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。

ウ 特殊勤務手当のうち技能労務職員に適用される主なもの

手当名	具体的内容	支給方法
感染症防疫等手当	感染症の患者（疑いのある者を含む）の救護等、感染症の病原体の付着した物件の処理作業の業務に従事したとき	300円 /日
環境衛生手当	犬、猫等動物の死体の処理に従事したとき	300円 /回
有害物等取扱手当	人体に危険性のある製剤の取扱及び危険又は不快を伴う公害に係る検査業務に従事したとき	300円 /日
特殊車両運転手当	大型自動車、大型特殊自動車、その他の市長が指定する自動車の運転をしたとき	大型 200円 その他150円 /日

エ 昇給

昇給については、昇給日を毎年1月1日と定め、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、次の区分により行います。

昇給区分	A 極めて 良好	B 特に 良好	C 良好	D やや良好 でない	E 良好 でない
管理職	8号給以上	6号給	3号給	2号給	0号給
55歳超	4号給以上	3号給	2号給	1号給	0号給
その他	8号給以上	6号給	4号給	2号給	0号給

2 基本的な考え方

技能労務職については、第2次厚木市定員管理計画に基づき、定年退職者不補充としており、原則として新規の採用は行いません。

給与に関しては、国、県、近隣市の動向を注視しながら、より適正な給与制度の運用を図っていきます。

3 具体的な取組内容

平成15年度から全職種を対象とした人事評価制度を導入しており、評価結果に応じて勤勉手当及び昇給に反映しています。

特殊勤務手当については、平成18年度に火葬手当、補修作業手当、環境衛生手当等の実態を精査し、労働環境や社会情勢の変化等に伴い、廃止及び見直しを実施しました。

4 その他

技能労務職は定年退職者不補充であるため、ごみ収集業務、学校給食業務、学校用務業務及び電話交換業務を一部民間委託しており、今後も各職場の状況を踏まえ、必要な業務に関して委託化を図っていきます。